

【重要：本資格における名称変更のお知らせ】

1962（昭和42）年1月1日に制定されました解剖組織技術士資格認定制度に関し、技術士法第57条に抵触する恐れがあることから、平成25年度臨時社員総会（2013（平成25）年11月30日開催）にて「解剖組織技能士」への名称変更、ならびに関係する規約の改正を諮り、承認されましたが、改称後の名称についても職業能力開発促進法第44条に抵触する恐れが生じたことから、平成28年度定時社員総会（2016（平成28）年3月29日開催）にて「認定技術者」への名称変更、ならびに関係する規約の改正を諮り、承認されました。

既に授与済の資格証につきましては、再発行は行わず「認定技術者」と読み替えた上で、引き続き有効と致しますが、新たな認定証の再発行を希望される方がいらっしゃいましたら、学会事務局あてにご連絡をお願いします（認定証再発行料：3,000円）。

1 認定解剖組織技術者について

1.1 認定解剖組織技術者とは

解剖学の領域全般にかかわる専門的技術者の技能水準を高めることを目的として、一般社団法人日本解剖学会（以下、本会）が定めた認定制度による資格である。

認定解剖組織技術者には次の4種類がある。

- ・認定一級解剖技術者
- ・認定二級解剖技術者
- ・認定一級細胞組織技術者
- ・認定二級細胞組織技術者

（注）2009年までは組織技術士（当時）と特殊組織技術士（当時）があり、特殊組織技術士には電子顕微鏡と組織培養の区別があったが、これらは統合され、2010年より細胞組織技術士（当時）となった。

- ・認定解剖技術者は、主として肉眼解剖学に関わる技能に優れた技術者として認定する。
- ・認定細胞組織技術者は、主として顕微解剖学に関わる技能に優れた技術者として認定する。

1.2 一般社団法人日本解剖学会各種規約類

【定款施行細則（抜粋）】

第22条 解剖学の領域全般にかかわる専門的技術者の技能水準を高めることを目的として、本会に認定解剖組織技術者認定制度をおく。

2 認定技術者の種別、資格認定の基準、方法等については、別に定める。

【委員会設置規程】

第5条 認定解剖組織技術者資格審査委員会は、資格審査に関する業務を行い、その結果を理事長に報告する。

2 認定解剖組織技術者資格審査委員会は企画渉外担当常務理事を含む9名をもって組織し、互選により内1人を委員長とする。

3 委員は代議員の中から理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員の選任にあたっては、専門領域を考慮するものとする。

1.3 認定解剖組織技術者認定規程（平成30年3月29日改正）

一般社団法人日本解剖学会認定解剖組織技術者認定規程

（目的）

第1条 本規程は定款施行細則第22条により、認定解剖組織技術者について必要な事項を規定する。

（資格要件）

第2条 認定解剖組織技術者を、認定一級および二級解剖技術者、一級および二級細胞組織技術者の4種とする。

2 解剖用死体の処置ならびに肉眼標本製作業務に3年以上従事し、正常解剖に必要な技術ならびに知識を習得していると認められた者を、認定二級解剖技術者に認定する。

3 解剖学の研究・教育に用いられる組織標本の作成業務に3年以上従事し、必要な技術ならびに知識を習得していると認められた者を、認定二級細胞組織技術者に認定する。

4 一級技術者の受験資格は下記のとおり定める。別に定める試験に合格した者を認定一級技術者に認定する。

1) 認定二級技術者に認定された後、2年以上同種業務に従事した者

2) 認定一級細胞組織技術者については、衛生検査技師もしくは臨床検査技師の資格を有し、解剖学の教育・研究に用いられる組織標本の作製業務に3年以上従事した者も対象とする

5 認定解剖組織技術者の申請にあたり、日本解剖学会の会員資格は問わない。

(認定二級技術者)

第3条 認定二級技術者の認定を受けようとする者は、勤務先在職証明書、履歴書、本会代議員の推薦状各1通に、第6条に定める審査料を添えて理事長に提出する。

2 審査に合格した者は、第6条に定める登録料を納入しなければならない。

(認定一級技術者)

第4条 認定一級技術者の認定を受けようとする者は、以下の書類に第6条も定める審査料を添えて、本会が施行する認定一級技術者認定試験（以下、試験とする）を受験し、合格しなければならない。

(1) 願書（本会事務所に所定の用紙を請求のこと）

(2) 履歴書（1通）

(3) 所属機関長の在職証明書

(4) 本会代議員による推薦書

(5) 写真（裏面に本人自署 1葉）

(6) 返信用封筒（住所氏名表記 2枚）

2 理事長は、認定解剖組織技術者資格審査委員会に諮り、委員の中から試験運営委員長を選任し、試験の実施を委嘱する。

3 試験は毎年1回実施する。期日および場所はその都度公告する。

4 試験に合格した者は第6条に定める登録料を納入しなければならない。

(登録)

第5条 理事長は、認定解剖組織技術者資格審査委員会からの報告に基づいて技術者の認定を行い、認定解剖組織技術者簿に登録し、認定証書を交付する。

(費用)

第6条 認定に係る費用は、以下の通りとする。

(1) 認定二級技術者審査料 2,000円

(2) 認定二級技術者登録料 3,000円

(3) 認定一級技術者審査料 5,000円

(4) 認定一級技術者登録料 6,000円

(5) 認定証書再発行料 3,000円

(資格喪失)

第7条 認定技術者の認定を受けた者が、死体解剖保存法に違反する行為等、本制度の目的に反する不当行為を行ったと認められた場合は、理事長はその者の認定技術者資格を取消することができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附則

1. 本規程は平成28年3月29日から施行する。

2. 本規程改正前の旧解剖組織技術士認定制度、ならびに解剖組織技能士認定制度（以下「旧制度」とする）によって解剖組織技術士の認定を受けて登録された者は、本規程による改正後の新認定解剖組織技術者認定制度（以下「新制度」とする）による認定解剖組織技術者として登録された者とみなす。

3. 旧制度の規定により交付された免許状は、新制度の規定により交付された免許状とみなす。

4. 旧制度の施行の日の属する年において旧制度の規定により行われた審査ならびに試験（以下、「審査等」とする）は、新制度の規定により行われた審査等とみなす。

5. 本規程施行以前に旧制度の審査等を受けることが出来る者は、新制度の審査等を受けることが出来る。

2 認定二級技術者認定審査について

2.1 申請資格

次の方が申請できる。

- ・認定二級解剖技術者：解剖用死体の処置ならびに肉眼標本作製業務に3年以上従事している者
- ・認定二級細胞組織技術者：解剖学の研究・教育に用いられる組織標本の作製業務に3年以上従事している者。

2.2 必要書類

認定二級技術者の認定を受けようとする方は、次の書類各1通を提出すること。

(1) 勤務先在職証明書

(2) 履歴書

(3) 日本解剖学会代議員の推薦状

書類の様式の入手方法：学会ホームページよりダウンロードすること。申請書類の提出締め切りは特でない。

2.3 書類審査

申請書類をもとに、認定解剖組織技術者資格審査委員会において書類審査を実施する。
書類審査は、申請があり次第、年間を通じて行われる。

2.4 合格の通知と発表

審査終了次第、文書にて通知する（申請後、約1～3か月以内）。

2.5 合格後の手続き

登録料3,000円を合格通知書に記載された銀行口座に振り込むこと。入金確認後、認定証を送付する。

3 認定一級技術者認定試験について

3.1 受験資格

次の方が申請できる。

- 1) 認定二級技術者に認定された後、2年以上同種業務に従事した者
- 2) 認定一級細胞組織技術者については、衛生検査技師もしくは臨床検査技師の資格を有し、解剖学の教育・研究に用いられる組織標本の作製業務に3年以上従事した者

3.2 必要書類

次の書類を提出すること。

試験を受けようとする者は、以下の書類に受験料5,000円を添えて、所定の期日までに日本解剖学会理事長あてに提出する。

- (1) 願書（本会事務所に所定の用紙を請求のこと）
- (2) 履歴書（1通）
- (3) 所属機関長の在職証明書
- (4) 日本解剖学会代議員の推薦書
- (5) 写真（縦4cm×横3cm、裏面に本人が自署したもの1葉）
- (6) 返信用封筒（住所氏名を表記したもの2枚）

「書類の様式の入手方法」

学会ホームページよりダウンロードすること。書類の提出期限は、試験の公告（ASI3号：毎年6月1日発行に同封）に示された期日を守ること。

3.3 受験票

試験1か月前までに、申請時に提出した返信用封筒にて試験案内を送付する。当日はその案内を持参すること。

3.4 筆記試験について

(注) 以下は、認定試験に際し出題される範囲を示すものである。ここに掲げる全項目について試験をするという意味ではない。共通問題は各種の認定技術者に共通のものである。すなわち、それぞれの認定技術者は共通問題およびそれぞれに該当する認定技術者の専門問題を解答することになる。

3.4.1 共通問題（各種認定技術者に共通）

1. 解剖学の基礎的知識（マクロ～ミクロに共通な項目）
2. 死体解剖保存法、献体法その他関連法令
3. 天秤、その他常用する器具、機械の維持、取扱法
4. 常用される薬品に対する化学的知識と取扱法
5. 感染、事故・災害に対する予防と対応（毒物・劇薬の保管、危険物取扱についての常識を含む）
6. 動物の飼育管理と取扱い（麻酔法、動物実験倫理を含む）
7. 献体活動、業務の状況についての理解（献体の趣旨、献体者団体、大学の立場など）

3.4.2 専門問題（認定解剖技術者）

1. 解剖体の受入れと解剖実習室における管理
2. 解剖体に対する注入、固定法に関する知識と手技
3. 解剖体の各種保存法
4. 肉眼解剖実習に用いる器具、器械の保守管理と取扱法
5. 骨格標本、その他解剖標本の作製と保存法
6. 標本、資料の写真撮影法
7. 解剖業務における感染、事故・災害に対する予防と対応

3.4.3 専門問題（認定細胞組織技術者）

1. 組織標本の作り方

2. 標本作製に用いる試薬についての知識
3. 標本作製に必要な特殊器具の用途、使用法、管理など
4. 緩衝溶液、培養液の用途とその作製方法、管理など
5. 各種染色法の原理（一般染色、免疫組織化学、酵素組織化学、蛍光組織化学、In Situハイブリダイゼーション法、電子染色法）
6. 各種光学顕微鏡に関する知識と写真撮影法（記録法）
7. 細胞の微細構造に関する一般知識

3.5 実技試験について

(注) 以下は、認定試験に際し出題される範囲を示すものである。ここに掲げる全項目について試験をするという意味ではない。実技試験は、申請者が所属する機関における解剖実習室や組織実験室などで指定された課題内容についてビデオ撮影したものを試験1カ月前までに提出する。撮影時間が長時間にわたる場合、編集前の元データも一緒に提出することを条件として編集も認める。筆記試験当日に行う口頭試験では上記内容、ならびに受験者の申請調書を参考として実施する。

3.5.1 認定解剖技術者試験

1. 解剖体の受入れと解剖実習室における管理
 - 1) 遺体への礼意と尊厳の遵守
 - 2) 感染性汚物の漏出防止
 - 3) 汚染域と非汚染域の区別
2. 解剖体に対する注入、固定法に関する知識と手技
 - 1) 術者の感染防護
 - 2) 遺体の固定前の処置
 - ①遺体への消毒
 - ②汚物除去
 - ③姿勢の調整
 - 3) 器具類の選定
 - 4) 固定液の調合
 - 5) 固定液注入の動脈に関する複数の選定知識
 - 6) 動脈剖出に関わる解剖学的知識
 - 7) 剖出手技における過不足
 - 8) 器具類等の消毒と感染性衣類の処置
3. 解剖体の各種保存に関する知識と手技
4. 骨格標本、その他解剖標本の作製と保存に関する知識と手技
5. 標本、資料の写真撮影に関する知識と手技
6. 解剖業務一般における感染・災害対策に関する知識と手技

3.5.2 認定細胞組織技術者試験

1. 各種顕微鏡の操作に関する知識と手技
2. 組織標本の作り方に関する知識と手技
 - 1) 固定液の選択と固定方法
 - 2) 脱水方法
 - 3) 包埋方法
3. 標本作製に必要な器具の用途、使用法、管理などに関する知識と手技
4. 標本作製に用いる試薬・溶液類に関する知識と作製法
5. 顕微鏡写真撮影・デジタル画像処理に関する知識と基本手技
6. 各種染色法（一般染色、免疫組織化学、酵素組織化学、蛍光組織化学、In Situハイブリダイゼーション法、電子染色法、オートラジオグラフィ）に関する知識と基本手技

3.6 合格の通知と発表

12月中旬頃に文書にて通知する。

3.7 合格後の手続き

登録料6,000円を合格通知書に記載された銀行口座に振り込むこと。入金確認後、認定証を送付する。

4 問合せ先：一般社団法人日本解剖学会事務局

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4F 一般財団法人口腔保健協会内

TEL. 03-3947-8891 FAX. 03-3947-8341 e-mail: gakkai24@kokuhoken.or.jp

※願書は学会ホームページよりダウンロード可能です。